ベトナムが定めたガイドラインに基づく費用分担の仕組みと初期費用について

2020/08/13時点

ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合

当初、日本語教育費は外国人本人負担と想定していたが、ベトナム政府が定めた「日本への特定技能労働者提供契約と労働者派遣契約について」（以下、ガイドライン）に**『日本側の求める技能及び日本語能力を満たすための日本語教育費と技能訓練費の全額は日本側が負担する。』**と記載があり、教育訓練費を日本側負担（JAC+受入企業）とし、JACと送出機関で調整を行った。

■送出機関に支払う費用分担の仕組み（ガイドラインより）

外国人	JAC	受入企業
＜サービス手数料＞ （給料３ヶ月分を上限）		＜サービス手数料負担＞ （サービス手数料のうち給料１ヶ月分を下限として負担）
		＜航空費（往路）＞ ※復路は雇用主と労働者が交渉
	＜　教育訓練費　＞ ※ガイドラインより労働者本人からの徴収不可 ・技能訓練費	・日本語教育費

＜　サービス手数料　＞

サービス手数料は、外国人本人が給料3ヶ月分を上限に支払うが、受入企業はその一部を負担する責任があり、その負担額(派遣費用)は給料1ヶ月分を下回ってはならないとされている。

例）1年契約の場合：受入企業が給料1ヶ月分を負担
　　3年契約の場合：外国人本人が給料2ヶ月分,受入企業が給料1ヶ月分を負担

＜　航空費（往路）　＞

外国人の訪日航空費は受入企業が負担する。(帰国の航空券負担は、雇用主と労働者本人の交渉によることとされている。)

＜　教育訓練費　＞（技能訓練費と日本語教育費）

教育訓練費のうち、技能訓練費は受入企業からの受入負担金を元にJACが負担し、日本語教育費は受入企業が負担する。

■受入企業が送出機関に支払う初期費用

	サービス手数料負担（派遣費用）	航空費（往路）	教育訓練費（日本語教育費）
技能実習2号未経験者 （ＪＡＣが行う教育訓練を受けた場合）	給料1ヶ月分 （給料１ヶ月分を下限）	実費	最大90,000円 ※既に日本語能力がある外国人については減額される可能性がある

注１）海外から来日する海外試験免除者（技能実習2号を良好に修了した者等）については、受入企業と送出機関との交渉によって費用負担額が決まる（JACは関与しない）
注２）技能実習2号を良好に修了した者が国内において在留資格を切り替える場合は、送出機関へ支払う費用はない

送出機関が関与する場合のJACの役割について

国土交通省
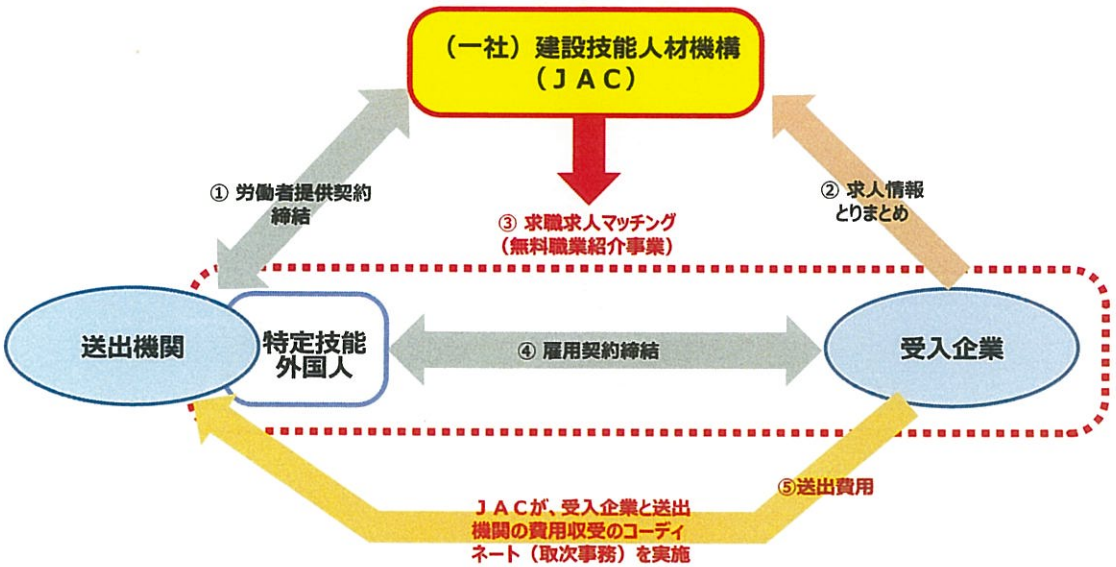
ベトナムから来日する「ベトナムでの教育訓練⇒試験合格者」を新たに採用する場合